

## 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人蘇南会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (役員報酬)

第2条 役員報酬は勤務実態に応じて次の通り支給する。

理事長 月額 400,000円

理事 理事会出席の都度 一人 10,000円

監事 監査 一人 30,000円

理事会出席の都度 一人 10,000円

各年の総額が、理事に対して500,000円、監事に対して200,000円を超えない範囲で報酬として支給することができる。

### (評議員報酬)

第3条 評議員報酬は、会議ごとに支給する。

評議員 評議員会出席の都度 一人 10,000円

### (報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。但し、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

### (費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

### (旅費の支給)

第6条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって出張した場合は、旅費を支給する。施設職員が法人業務で出張した場合は、当該職員に対し施設旅費規程に法り、本部会計より旅費を支給する。

### (旅費の種類及び計算)

第7条 旅費の種類は、鉄道費、航空費、車賃、日当及び宿泊費とする。

2日当は、出張中の日数に応じて別表に揚げる定額により支給する。

	日当	宿泊費	
		(県内)	(県外)
理事 監事 評議員	4,000 円	15,000 円	18,000 円

3旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

別表

附則

この規定は、平成 29 年 6 月 1 日より施行する。

この規定は、令和元年 11 月 15 日より施行する。

この規定は、令和 6 年 7 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 6 年 11 月 1 日より施行する。